<診断基準>

- 1. 主要項目
- (1)発症と経過
 - ①2ヶ月以上の経過の、寛解・増悪を繰り返すか、慢性進行性の経過をとる多発ニューロパチーである。
 - ②当該患者の多発ニューロパチーを説明できる明らかな基礎疾患、薬物使用、毒物への暴露がなく、類似疾患の遺伝歴がない。
- (2)検査所見
 - ①末梢神経伝導検査で、2本以上の運動神経において、脱髄を示唆する所見を示す。※注
 - ②脳脊髄液検査で、蛋白増加をみとめ、細胞数は 10/mm3 未満である。
 - ③免疫グロブリン大量療法、副腎皮質ステロイド薬、血液浄化療法、その他の免疫療法などにより改善を示した病歴がある。
 - ④MRI で神経根あるいは馬尾の肥厚または造影所見がある。
 - ⑤末梢神経生検で脱髄を示唆する所見がある。

2. 鑑別診断

(1)全身性疾患等による末梢神経障害

糖尿病、アミロイドーシス、膠原病、血管炎、悪性腫瘍、多発性骨髄腫、中枢神経系脱髄疾患、HIV 感染症、サルコイドーシス

- (2)末梢神経障害を起こす薬物への暴露
- (3)末梢神経障害を起こす毒物への暴露
- (4)末梢神経障害を起こす遺伝性疾患
- 3. 診断の判定
- (1)①②並びに(2)①のすべてを満たし、(2)②から⑤のうちいずれか1つを満たすもの。
- 注.2本以上の運動神経で、脱髄を示唆する所見(①伝導速度の低下、②伝導ブロックまたは時間的分散の存在、③遠位潜時の延長、④F 波欠如または最短潜時の延長の少なくともひとつ)がみられることを記載した神経 伝導検査レポートまたはそれと同内容の文書の写し(判読医の氏名の記載されたもの)を添付すること。

<重症度分類>

機能的評価:Barthel Index

85 点以下を対象とする。

		質問内容	点数
1	食事	自立、自助具などの装着可、標準的時間内に食べ終える	10
		部分介助(たとえば、おかずを切って細かくしてもらう)	5
		全介助	0
2	車椅子	自立、ブレーキ、フットレストの操作も含む(非行自立も含む)	15
	からベッ	軽度の部分介助または監視を要する	10
	ドへの	座ることは可能であるがほぼ全介助	5
	移動	全介助または不可能	0
3	整容	自立(洗面、整髪、歯磨き、ひげ剃り)	5
		部分介助または不可能	0
4	トイレ動 作	自立(衣服の操作、後始末を含む、ポータブル便器などを使用している場合はそ	10
		の洗浄も含む)	10
		部分介助、体を支える、衣服、後始末に介助を要する	5
		全介助または不可能	0
5	入浴	自立	5
		部分介助または不可能	0
6	歩行	45m以上の歩行、補装具(車椅子、歩行器は除く)の使用の有無は問わず	15
		45m以上の介助歩行、歩行器の使用を含む	10
		歩行不能の場合、車椅子にて 45m以上の操作可能	5
		上記以外	0
7	階段昇 降	自立、手すりなどの使用の有無は問わない	10
		介助または監視を要する	5
		不能	0
8	着替え	自立、靴、ファスナー、装具の着脱を含む	10
		部分介助、標準的な時間内、半分以上は自分で行える	5
		上記以外	0
9	排便コ	失禁なし、浣腸、坐薬の取り扱いも可能	10
	ントロー	ときに失禁あり、浣腸、坐薬の取り扱いに介助を要する者も含む	5
	ル	上記以外	0
10	排尿コ	失禁なし、収尿器の取り扱いも可能	10
	ントロー	ときに失禁あり、収尿器の取り扱いに介助を要する者も含む	5
	ル	上記以外	0

※診断基準及び重症度分類の適応における留意事項

- 1. 病名診断に用いる臨床症状、検査所見等に関して、診断基準上に特段の規定がない場合には、いずれの時期のものを用いても差し支えない(ただし、当該疾病の経過を示す臨床症状等であって、確認可能なものに限る)。
- 2. 治療開始後における重症度分類については、適切な医学的管理の下で治療が行われている状態で、 直近 6 ヵ月間で最も悪い状態を医師が判断することとする。
- 3. なお、症状の程度が上記の重症度分類等で一定以上に該当しない者であるが、高額な医療を継続することが必要な者については、医療費助成の対象とする。